

# 松田町上水道事業及び寄簡易水道事業に係る水道料金改定（素案）

## 【概要資料】



令和 8 年（2026 年）2 月

松田町環境上下水道課

## 目次

1. 松田町の水道事業	P2
2. 松田町の水道料金	P2
3. 松田町の水道の経営状況	P3
4. 料金改定の必要性	P5
5. 改定による影響	P7
6. 改定により実施できる事業	P10
7. 今後のスケジュール	P10

## 1. 松田町の水道事業

松田町の町営水道は、松田地区の上水道事業から始まり、大正13年の創設以来、約100年にわたり、皆さんに安全で安心な水道水を供給するため、水道事業を運営してきました。

寄地区については、複数の簡易水道事業※1の統合を経て、平成11年に現在の寄簡易水道事業となり、上水道事業と併せ、2つの水道事業が存在しています。

水道事業は、地方公営企業法により独立採算制※2を原則としており、水道使用料金の収入で経営しています。また、他会計からの繰入金等を利用し、水道使用料金の収入でまかなえない部分を補填して経営をしています。

しかし、昨今的人口減少や物価高騰、更新時期を迎える施設等の更新工事や管路の耐震化など、今後の経営に必要な費用が増加していく傾向にあり、現在の収入だけでは、事業の継続並びに、安全で安心な水道水の供給が危ぶまれる状況です。

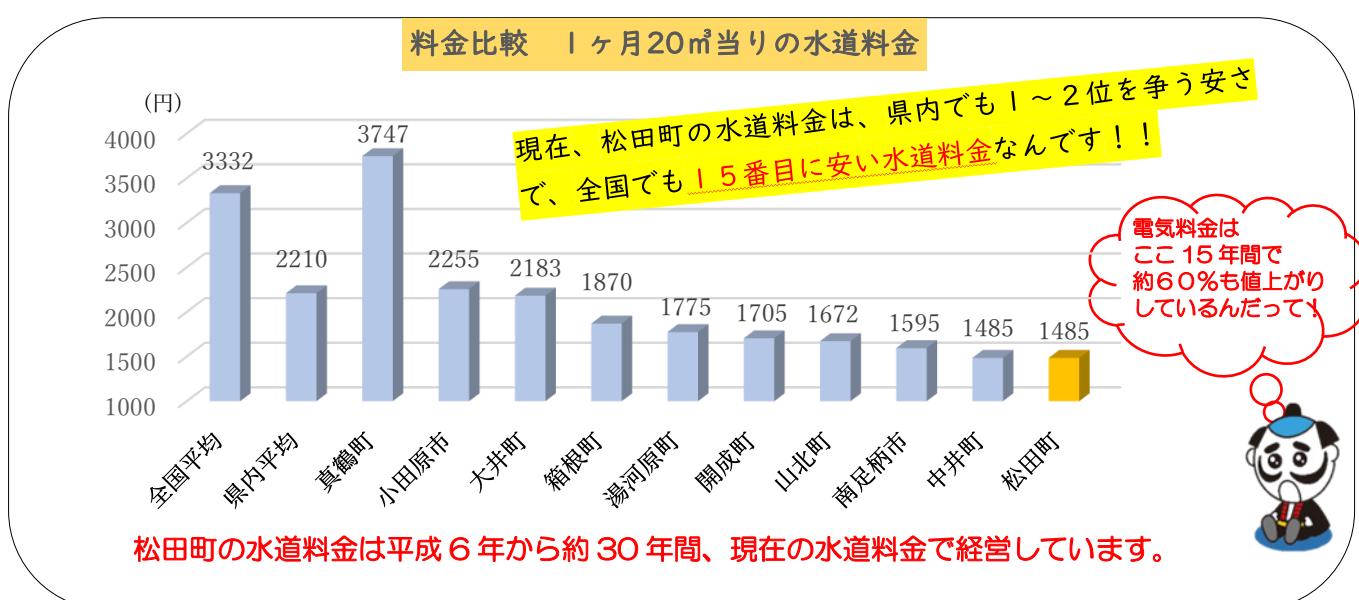
※1 簡易水道事業：計画給水人口が101人以上5,000人以下の地域の水を供給する事業であり、法律に基づく水質検査などの基準は水道事業と同等

※2 独立採算制：水道事業に必要な費用を、税金ではなく水道使用料金の収入でまかなう仕組み

(湯の沢地区については、給水協定により秦野市の水道事業から給水)

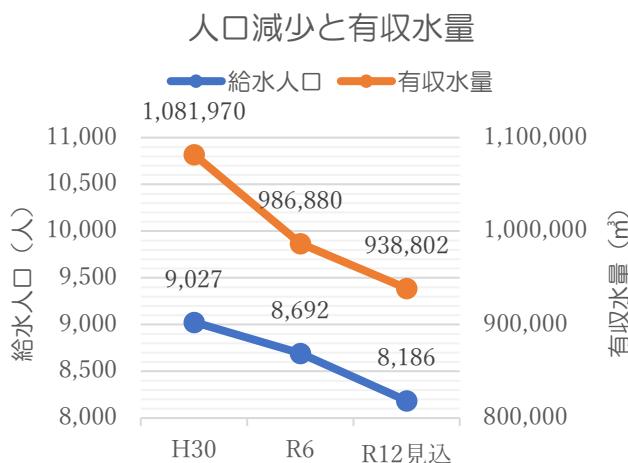
## 2. 松田町の水道料金

松田町の水道料金は平成6年4月に実施した料金改定以来、約30年にわたり業務効率化（水道料金システムの県内市町村での共同調達等）や諸経費の削減（電力契約の見直し等）に努め、水道料金を維持してまいりました。



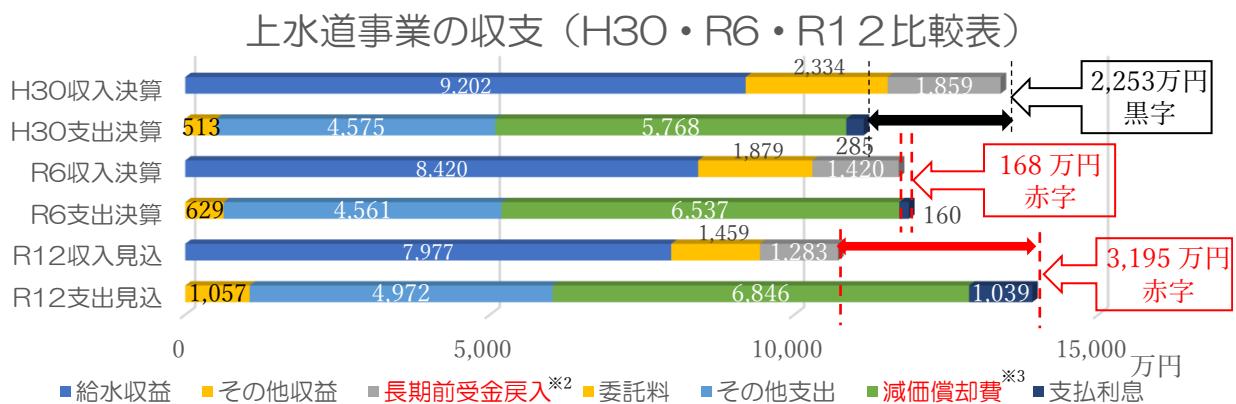
### 3. 松田町の水道の経営状況

#### (1) 上水道事業の経営状況（収益の減少）



給水人口<sup>※1</sup>の減少に伴い、有収水量（使用水量）が落ち込んできており、今後も人口減少とともに、有収水量の減少により収益の減少が見込まれます。

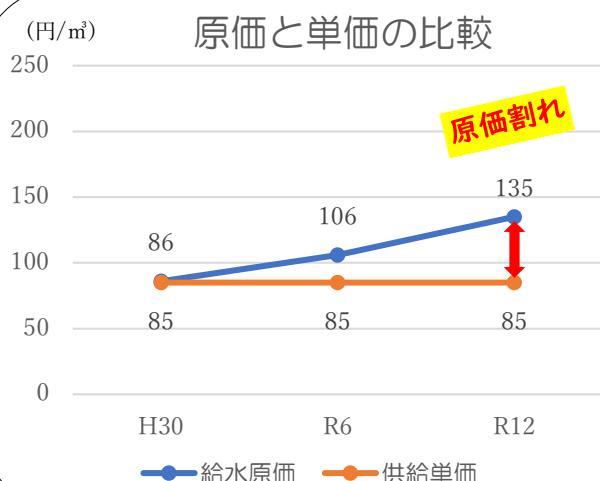
※1 給水人口：松田町の水道事業による水の供給を受けている人数



- ・収入は減少傾向となっており、主な原因は給水収益(水道使用料金)の減少となります。
- ・支出は増加傾向となっており、主な原因は減価償却費の増加によります。
- ・令和12年度には、不足額が年間約3,195万円見込まれます。

※2 長期前受金戻入：過年度に受け取った補助金等を毎年少しずつ収益として計上する費用

※3 減価償却費：施設等を整備した費用を、耐用年数にあわせて毎年分割して計上する費用



給水原価<sup>※4</sup>に対し供給単価<sup>※5</sup>が下回っているため原価割れが生じています。

売れば売るほど赤字！



※4 給水原価：水1m³当たりを作るための費用

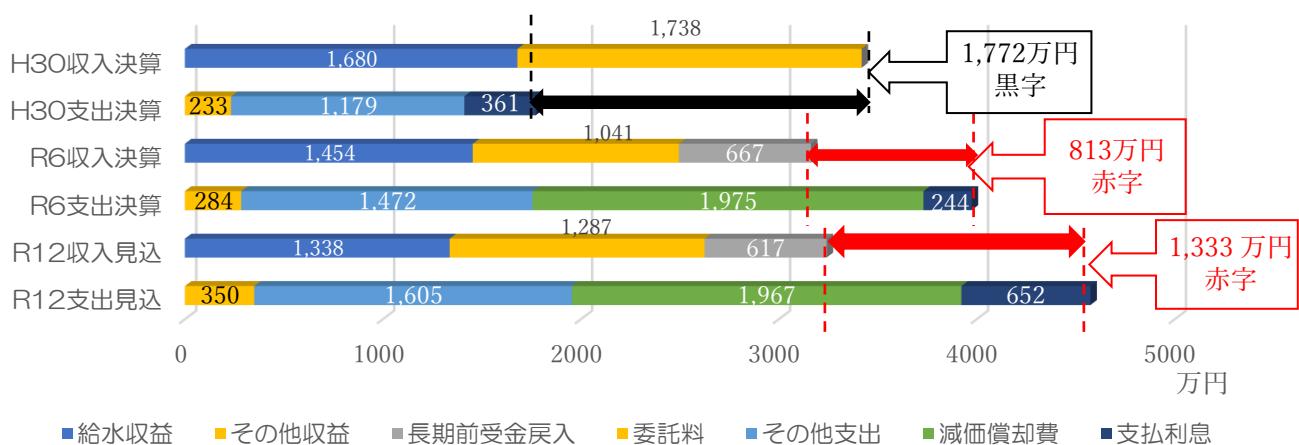
※5 供給単価：水1m³当たりで得られる収入

### (3) 寄簡易水道事業の経営状況（収益の減少）

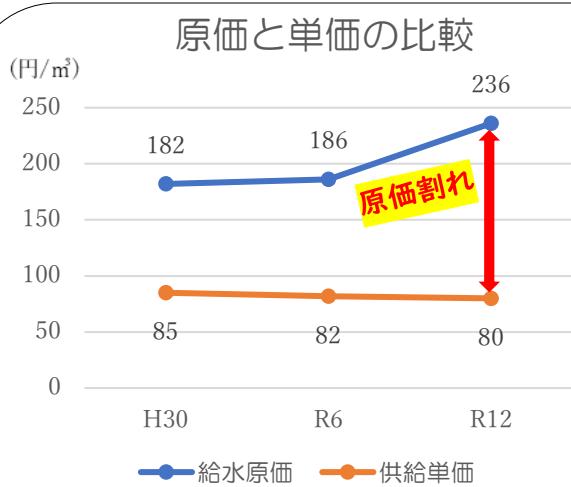


寄簡易水道事業についても人口の減少に伴い、有収水量（使用水量）が落ち込んでおり、今後も人口減少とともに、有収水量の減少が見込まれます。また、上水道事業に比べ人口減少率は低いですが、減少傾向であることは変わらず今後、上水道事業と同様に給水収益の減少が見込まれます。

### 寄簡易水道事業の収支 (H30・R6・R12比較表)



- 簡易水道事業は R6 年度より公営企業会計法の適用により、会計の手法が上水道と同様の手法に変更となっています。
- 収入は増減をしていますが、給水収益（水道使用料金）は経年的に減少傾向にあります。
- 支出は全体的に増加傾向となっており、今後も増加していくことが見込まれます。
- 令和 12 年度には、**不足額が年間約 1,333 万円**見込まれます。



給水原価に対し供給単価が下回っているため原価割れが生じています。

売れば売るほど**赤字**！



また、上水道事業に比べ、寄簡易水道事業の方が給水原価と供給単価の乖離が大きくなってしまっており収入と支出のバランスが崩れてしまっていることがうかがえます。

#### 4. 経営改善の必要性と算定方法

現在の松田町における水道事業は、水道料金収入をもって事業を運営しなければならないにも関わらず、水を供給すればするだけ赤字になってしまふ経営構造になっています。これらの状況を改善するため、適切な料金体系を設定する必要があります。

料金体系を改定するにあたり、以下の条件で必要額を算定しました。

- ① 松田町の水道料金収入のうち、86%が家事用の料金収入となっているが、改定に際し、用途や使用水量別の細かい掛率の調整を実施して家事用基本料金が過度な負担増とならないよう、用途による差を設けず一律の増加率での算出とする。
- ② 企業会計の料金は、概ね3～5年程度の期間で見直す事が望ましいとされているため、令和8年度～12年度までの5カ年で不足する現金を算定し、赤字を解消するために必要な値上げ幅とする。

この条件に基づき、各会計別に必要な値上げ幅を算出したところ、以下のとおりとなりました。

#### ●上水道事業収支見込（現行水道料金に基づく試算） (単位：万円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支	営業収益	8,978	8,895	8,814	8,817	8,736
	（うち、給水収益）	8,219	8,137	8,055	8,058	7,977
	営業外収益	2,099	2,063	2,028	5,100	1,983
	特別収益	0	0	0	0	0
	収入計	11,076	10,959	10,842	13,916	10,719
	営業費用	12,871	12,871	12,871	12,871	12,871
	営業外費用	860	453	657	857	1,039
	特別損失	4	4	4	4	4
	支出計	13,735	13,328	13,532	13,732	13,914
資本的収支	損益	-2,659	-2,369	-2,690	184	-3,195
	企業債	11,270	11,400	11,470	10,470	9,970
	収入計	11,270	11,400	11,470	10,470	9,970
	建設改良費	16,017	13,738	13,817	17,204	15,683
	企業債償還金	1,716	1,840	1,688	1,975	2,086
	支出計	17,733	15,578	15,504	19,179	17,770
	収入不足	-6,463	-4,178	-4,034	-8,709	-7,800
	当年度損益勘定留保資金	5,517	5,552	5,587	5,596	5,632
	単年度現金不足額	-3,605	-995	-1,137	-2,929	-5,363
						現金不足合計 -14,029

5カ年の現金不足額の合計1億4,029万円を給水収益で補うには、5カ年の給水収益の合計4億445万円と比較し、給水収益を約35%アップさせる事が必要となる。

●寄簡易水道事業収支見込（現行水道料金に基づく試算）

(単位：万円)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支	営業収益	1,472	1,458	1,444	1,431	1,417	給水収益合計
	(うち、給水収益)	1,393	1,379	1,365	1,351	1,338	6,825
	営業外収益	1,810	1,805	1,826	1,847	1,824	
	収入計	3,282	3,264	3,271	3,278	3,242	
	営業費用	3,923	3,923	3,923	3,923	3,923	
	営業外費用	303	295	379	508	652	
	支出計	4,226	4,218	4,301	4,430	4,575	
損益		-944	-954	-1,031	-1,152	-1,333	
資本的収支	企業債	6,550	5,710	8,700	9,560	8,820	
	収入計	6,550	5,710	8,700	9,560	8,820	
	建設改良費	7,102	6,547	8,977	9,837	9,150	
	企業債償還金	1,898	1,801	1,762	1,684	1,516	
	他会計借入金返済金	51	51	51	51	128	
	支出計	9,051	8,399	10,790	11,572	10,795	
	収入不足	-2,501	-2,689	-2,090	-2,012	-1,975	
	当年度損益勘定留保資金	1,356	1,359	1,363	1,370	1,380	現金不足合計
	単年度現金不足額	-2,089	-2,284	-1,758	-1,795	-1,928	-9,854

5カ年の現金不足額の合計9,854万円を給水収益で補うには、5カ年の給水収益の合計6,825万円と比較し、給水収益を約145%アップさせる事が必要となる。

過去の水道事業運営審議会の答申等において、「水道はライフラインの中でも生命や衛生環境の維持に最も重要なものであるので、特別の事情がない限り町内で同一料金とする必要がある。」との答申をいたしておりますが、上水道事業における必要改定率35%、寄簡易水道事業における必要改定率145%と、必要な改定率の差が大きい現状です。

仮に、両事業を同水準で維持するためにどちらか一方の改定率に合わせてしまうと、大幅に不足するか、過剰な増額になってしまい、健全な運営とはかけ離れてしまいます。

そこで、水準格差を生じさせず、将来的な会計統合も視野に入れた、両会計を合算した状態で算出した必要改定率が、次のとおりとなります。

●上水道・寄簡易水道 **合算版** 収支見込

(現行水道料金に基づく試算)

(単位: 万円)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支	営業収益	10,450	10,354	10,259	10,247	10,153	給水収益合計
	(うち、給水収益)	9,611	9,515	9,420	9,409	9,315	47,270
	営業外収益	3,703	3,663	3,649	6,742	3,602	
	特別収益	0	0	0	0	0	
	収入計	14,153	14,017	13,908	16,989	13,756	
	営業費用	16,589	16,589	16,589	16,589	16,589	
	営業外費用	1,163	748	1,036	1,365	1,691	
	特別損失	4	4	4	4	4	
	支出計	17,756	17,340	17,628	17,957	18,284	
資本的収支	損益	-3,602	-3,323	-3,720	-968	-4,528	
	企業債	17,820	17,110	20,170	20,030	18,790	
	収入計	17,820	17,110	20,170	20,030	18,790	
	建設改良費	23,119	20,285	22,794	27,041	24,833	
	企業債償還金	3,615	3,640	3,450	3,659	3,603	
	支出計	26,734	23,926	26,244	30,700	28,436	
	収入不足	-8,914	-6,816	-6,074	-10,670	-9,646	
	当年度損益勘定留保資金	6,873	6,911	6,950	6,965	7,012	現金不足合計
	単年度現金不足額	-5,643	-3,228	-2,844	-4,673	-7,162	-23,551

5カ年の現金不足額の合計2億3,551万円を給水収益で補うには、5カ年の給水収益の合計4億7,270万円と比較し、給水収益を約50%アップさせる事が必要となる。

以上により算出した **50%**の値を、**目標改定率**としています。

※各収支見込の表は、万円未満の端数処理により表上の数値を単純に足し引きした値と微差が生じます。

## 5. 改定による影響

松田町の水道料金は、用途別で、基本料金（※1）と従量料金（※2）によって金額が決まる方式をとっています。

水道料金は2ヶ月に1度の請求となり、使用水量が1ヶ月あたり10m<sup>3</sup>、2ヶ月に1度の請求なので20m<sup>3</sup>までは基本料金の適用となり、0~20m<sup>3</sup>の使用水量の間では料金に差はありません。

松田町では主に2ヶ月30~40m<sup>3</sup>程度を利用される世帯の割合が多く、30m<sup>3</sup>の使用の場合、30m<sup>3</sup>から基本料金水量20m<sup>3</sup>を除いた10m<sup>3</sup>分が従量料金の対象になります。

今回の改定案では、これらの計算方法はそのままに、基本料金、従量料金それぞれの単価を改定する形を検討しています。

※1 基本料金 各使用者が、水使用の有無にかかわらず徴収される料金。

なお、その総額は、使用水量とは関係なく、水道事業が給水準備のために必要な原価の額と一致することが望ましい。

※2 従量料金 実使用水量に単位水量あたりの価格を乗じて算定し、徴収される料金。  
松田町の場合、1ヶ月当たり  $10\text{ m}^3$  を超えた水量に対し、 $1\text{ m}^3$  每に対応する単価を乗じて算出した額を、基本料金と合算することで最終的な水道料金となる。

50%の値上げを実施した場合、料金体系表（案）は次のとおりとなります。

・ 基本料金（1ヶ月あたり  $10\text{ m}^3$  まで・税抜き）

単位：円

用途	現在	改定案	差額
家事用	650	975	325
業務用	1,100	1,650	550
学校用	1,000	1,500	500

・ 従量料金（1ヶ月あたり  $11\text{ m}^3$  から  $1\text{ m}^3$  每に加算・税抜き） 単位：円

用途	使用水量	現在 (上水)	現在 (簡水)	改定案	差額 (上水)	差額 (簡水)
家事用	11～20	70	70	105	35	35
	21～30	75	75	113	38	38
	31～40	80	80	120	40	40
	41～50	80	85	120	40	35
	51～60	85	90	128	43	38
	61～70	85	95	128	43	33
	71～80	85	100	128	43	28
	81～90	85	105	128	43	23
	91～100	85	110	128	43	18
	100 $\text{m}^3$ を 超える	85	120	128	43	8

この単価表に基づき、一般的な家庭の水道使用量である  $30\text{ m}^3$  で比較するとどうなるでしょうか。

## 改定後の水道料金

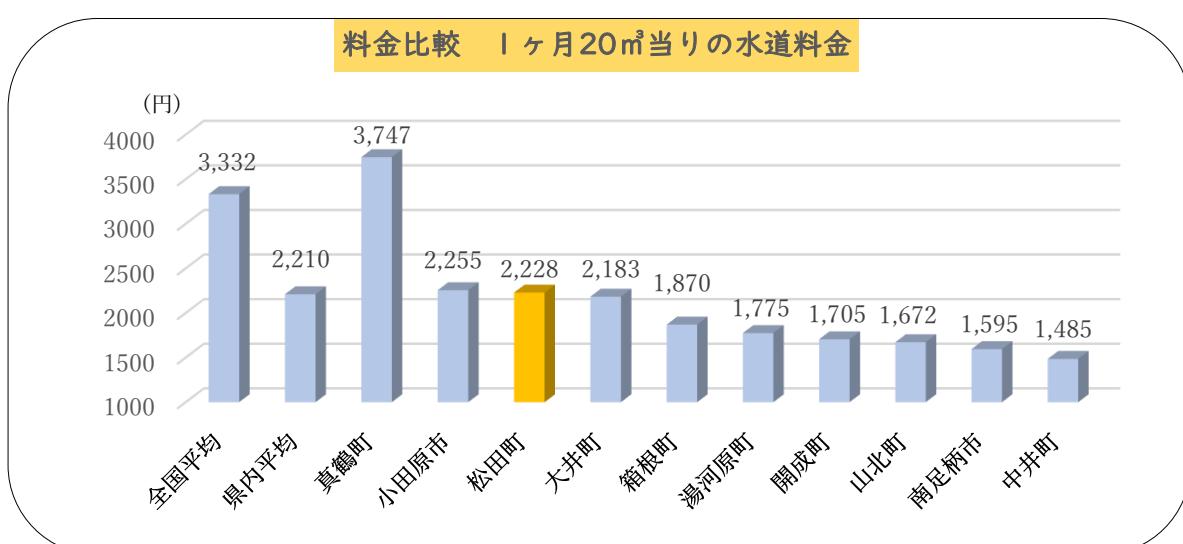
・ 主に一般家庭における水道料金（2ヶ月あたり・税込）

単位：円

使用水量	上水			簡水		
	現在	改定後	差額	現在	改定後	差額
20m <sup>3</sup>	1,430	2,145	715	1,430	2,145	715
30m <sup>3</sup>	2,200	3,300	1,100	2,200	3,300	1,100
40m <sup>3</sup>	2,970	4,455	1,485	2,970	4,455	1,485
50m <sup>3</sup>	3,795	5,693	1,898	3,795	5,693	1,898
60m <sup>3</sup>	4,620	6,930	2,310	4,620	6,930	2,310
70m <sup>3</sup>	5,500	8,250	2,750	5,500	8,250	2,750
80m <sup>3</sup>	6,380	9,570	3,190	6,380	9,570	3,190
90m <sup>3</sup>	7,260	10,890	3,630	7,315	10,890	3,575
100m <sup>3</sup>	8,140	12,210	4,070	8,250	12,210	3,960

1回の請求（2ヶ月分消費税込）につき、1,100円の増となり、1年間（6回請求）で6,600円の増となる事が見込まれます。

料金改定（素案）による50%の値上げをさせていただいたとすると、県内状況比較では以下のとおりとなります。



今のご自身の水道料金と比較するには、お手元の検針票の以下の点をご確認ください。

▲

▲

**使用水量・料金等のお知らせ**

松田 惣領

松田 太郎 様

お客様番号	口径	20mm
メーター番号	用途	家事用
検針員	水道職員	

令和08年02月分（令和07年度）  
ご利用期間 12/06～01/22

今回指針	901 m <sup>3</sup>
前回指針(-)	871 m <sup>3</sup>
旧メーター使用量(+)	— m <sup>3</sup>
使用水量	30 m <sup>3</sup>
水道料金	2,200 円

2ヶ月で使った水の量  
30-20（基本料分）=10 m<sup>3</sup>分の従量  
料金が加算されています。

改定後の料金はこの金額に 1.5をかける事で  
算出できます。  
例)  $2,200 \times 1.5 = 3,300$  円

## 6. 改定により実施できる事業

水道料金改定により収支を黒字化させることにより、更新時期を迎える各種水道施設や、重要管路（※1）計画的な更新を適切に実施できるようになります。

昨今頻発している自然災害に対応するためにも、インフラの更新は大きな課題となっています。

※1 災害時の緊急輸送道路に指定されている基幹道路の下や、鉄道の軌道下を通っている水道管、及び、重要施設（避難所、病院、その他公共施設）へ繋がっている水道管。

## 7. 今後のスケジュール（案）

令和8年	3月上旬	議会に対してパブリックコメント実施結果を含む料金改定（案）を説明
	3月下旬	水道事業運営審議会への諮詢・答申
	4月下旬	議会に対して最終的な料金改定（案）を説明
	5月・6月	議会において料金改定の議案審議
	7月上旬	広報他各種媒体において新料金体系の周知
	10月	10月請求分（8・9月使用分）より改定料金の適用

皆様のご意見をお伺いさせていただきたく、パブリックコメントへのご協力をお願いします。